

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

株式会社明成商会（以下「対象事業者」という。）

会社の沿革

- 昭和9年(1934) 貴志久太郎がナフトール染料の製造研究に着手し、販売機関として「明成商会」を大阪市に設立。
- 昭和15年(1940) 貴志久太郎が「明成化学工業株式会社」を京都市に設立。
- 昭和22年(1947) 東京支社開設。「株式会社明成商会」に改組。
- 平成6年(1994) 資本金を8,000万円に増資。
- 平成11年(1999) 住友化学工業株式会社が資本参加（出資比率10%）。
- 平成14年(2002) 住友化学工業株式会社に代わり、松下電工株式会社が資本参加(出資比率10%)。

資本金・株式（平成15年3月末現在）

イ) 資本金

80 百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 1,600 千株（未公開）

ハ) 主要株主（持株比率）

貴志 浩之 40%

貴志 省三 40%

本社・事業所

- 本社 : 大阪
- 支社 : 大阪、東京、名古屋
- 営業所 : 福山、福岡、北陸、富士
- 海外支店 : 米国、シンガポール、香港
- 海外現法 : タイ、マレーシア、中国
- 物流センター : 東大阪

経営者

代表取締役社長 小林 弘一

従業員の状況

172名（平成15年7月末日現在）

企業グループ

株式会社イーケー

（以下「イーケー」という。化成品卸・不動産管理業を営む。）

他海外子会社3社

2 事業の概要

対象事業者は、グループで売上高約580億円を有する化学品専門商社であり、売上規模で全国18位、在阪6位に位置する。現在行っている事業を区分けすると、化学品事業、電子材料事業、国際調達事業、合成樹脂事業、染料加工剤事業となる。このうち基幹事業は、特にファインケミカル（精密化学品）の取扱いを中心とした化学品事業であり、売上高の約39%を占めている。また、大手電機メーカーの代理店となり、その取引の延長で、電子材料分野にも進出している。高度情報化社会への転換とともに、電子材料事業は、化学品事業とともに対象事業者の主力事業に成長した。

3 財務内容

平成15年3月期（単位：百万円）

売上高	:	58,126
営業利益	:	286
経常利益	:	109
当期純利益	:	182
借入金総額	:	13,362

（注：対象事業者及びイーケーの単純合算数値）

4 金融機関等の状況

三井住友銀行、UFJ銀行、滋賀銀行、大阪市信用金庫、紀陽銀行等

第2 支援申込みに至った経緯

創業以来、順調に業況推移するも、バブル期に株式信用取引により発生した約 45 億円の損失や風評被害等により、経営体質の悪化が始まる。上述のアクシデントに見舞われながら、売上減は業界動向を反映した範囲内での下降にとどまる。粗利率についても上述のアクシデントに起因する顕著な変化は認められない。経営体質の改善のポイントは、販管費及び負債構造の改善にあるが、現状のままの体制では、急速に改善することは難しい。

従って、対象事業者およびメイン行は、本業が安定している今こそ、機構スキームによりバランスシートの改善を図り、会社を本来の成長軌道に乗せることが重要であると判断し、機構に対する支援申込みとなったもの。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) 対象事業者の主要な事業の現況及び事業計画

コア事業

イ) 化学品

売 上： 売上高の約 39%を占めるコア事業。

収益性： 事業の粗利は他の事業に比べて低い傾向にあるものの、収益体質は良好。

事 業： 粗利率を改善すべく早期より中国を中心としたアジア地域に進出。安価な海外製品に代替することにより粗利率の上昇を図る施策を既に実行している。また、成長著しい業界(デジタルカメラ、携帯電話)についても対象事業者の基盤たる地位を確保せしめるべく対応中。

準コア事業

イ) 電子材料

売 上： 売上高の約 16%を占める準コア事業。

収益性： 粗利については比較的高いレベルを維持しつつも、販管費がやや高いレベルにある。

事 業： 商材については入れ替わりが激しい分野であるが組織として対応速度が速く、商圈拡大が著しい分野(ノート PC、携帯電話等)に対してもコア部品を他事業者対比有利な条件で提供できる体制が整いつつある。

ロ) 合成樹脂事業

- 売 上： 売上高の約 9%を占める準コア事業。
- 収益性： 対象事業者事業分野の中では粗利率においてやや弱い構造。
- 事 業： 低い粗利率は商材/業界の性質によるものながら当事業においても販管費が高止まりしている関係から他事業対比収益性が劣後しており、この見地からの改善を行う予定。

ハ) 染料加工剤事業

- 売 上： 売上高の約 6%弱を占める準コア事業。
- 収益性： 粗利益率は対象事業者事業のうち最も高い部類に入る。
- 事 業： 最終ユーザーの海外移転傾向が強く、今後もこの傾向が続くことが予想される。業界動向に対応した組織体制にすべく、組織改革を行う予定。

二) 国際調達関連事業

- 売 上： 売上高の約 8%弱を占める準コア事業。
- 収益性： 粗利益率は対象事業者事業のうち高い部類に入る。近年、営業を強化すべく精力的に活動中。
- 事 業： 営業に注力したところ、販管費の上昇による収益性の悪化が認められる。新商圏の開拓、新商材導入が落ち着いた時点で販管費の効率的使用を図る予定。

ホ) 国内営業所

- 売 上： 売上高の約 7%を占める準コア事業。
- 収益性： 粗利益率は対象事業者事業のうち高い部類に入る。近年、営業を強化すべく精力的に活動中。
- 事 業： 対象事業者として注力すべき部分とそうでない部分を明確化し、効率のよい営業体制を確立する。

ヘ) 海外支店

- 売 上： 売上高の約 8%を占める準コア事業。
- 収益性： 粗利益率は対象事業者事業のうち高い部類に入

る。

事業：中国関連ビジネス以外の地域に関しては、経営体質の効率化を優先する。

周辺事業：駐車場経営

京都および大阪に保有している駐車場二ヶ所については早急に売却を検討し、財務体質改善に供する予定。

(2) 経営体質改善に関する施策

経営上の課題及び解決策

イ) 高止まりしている販管費の削減を行うことを主軸に、外部環境の変動に耐え得る経営体質を構築する。

ロ) 販売管理費の削減

人件費及び人件費以外の経費を 20%程度削減

組織構造改革に関する施策

イ) 不採算支所の閉鎖並びに再配置

名古屋支所の移転及び不動産売却

ロ) 海外支店の見直し、廃止、再配置

不採算部門の閉鎖を予定

ハ) 経営管理体制の強化

当面の経営管理体制を主導する部署を設置し、経営管理体制の向上が達成できるまで、代表取締役以下、精力的に経営体質改善を図る。

資産効率に関する施策

イ) 駐車場の売却（京都、大阪）

ロ) 名古屋支所の売却

以上により、平成 15 年 3 月期の売上高 58,126 百万円、営業利益 286 百万円（いずれも単純合算）は、平成 18 年 3 月期において売上高 50,345 百万円、営業利益 323 百万円となることを計画している（売上高の減少は合併による影響等である）。

2 企業再編（ストラクチャー）

現時点において想定される企業再編は以下のとおり。

(1) 対象事業者とその子会社であるイーケーの両社は、速やかに対象事業者を存続会社として合併する。

(2) 株主責任の観点から、85%相当である 68 百万円の資本金について減

資を実施する。

- (3) 減資後、産業再生機構ないし事業スポンサー（未定）が 500 百万円の増資を行う予定。
- (4) 産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行なう。産活法の支援内容は、民商法上の特例（検査役調査免除・減資特別手続）、税法上の特例（評価減の損金参入、登録免許税の軽減）を予定。

3 金融支援の概要

55 億円の金融支援（債務免除）を要請する。

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が 2 %ポイント以上向上し、有形固定資産回転率が 5 %以上向上することとなる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回るようになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないと見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、会社は健全な財政状態となり、金利負担能力においても問題は発生しないことが見込まれているため、リファイナンスされる可能性は高いと判断している。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の実施により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条により「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者は、今後ただちに対象事業者の従業員の労働組合である明成商会労働組合と協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

対象事業者の取締役等及びイーケーの取締役 1 名の合計 11 名のうち、5 名については退任する。この退任予定取締役の中には、オーナーであった前社長（現顧問）の子息 2 名を含んでいる。

第6 株主の責任

対象事業者の株主のうち、80%部分に相当する前社長の子息 2 名（現取締役）の株式と、5%部分に相当する役員持株会の株式を無償で償却する。

< 参考 > 取引先企業の一般債権は全て保護されます。

以上